

生駒市条例第 1 1 号

生駒市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 1 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市建築審査会条例の一部を改正する条例

生駒市建築審査会条例（平成 6 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「組織」の次に「、委員の任期」を加える。

第 7 条を第 8 条とし、第 3 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。